平成２６年（フ）第１９０８号
名古屋市西区江向町５丁目35番地　レオパレスＲＸ庄内通303号
債務者　足達　浩史
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪井　陽典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０号
広島県庄原市東城町川西787番地３
債務者　中島　忠子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第４２号
広島県三次市西酒屋町1395番地２
債務者　丸田　都子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２５８号
長野県松本市大字岡田伊深650番地１
債務者　西村　邑子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２１７４号
札幌市清田区北野１条２丁目２番22号
債務者　花田　大樹
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3125番地２
債務者　濱地美也子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９９４号
堺市北区東雲東町３丁５番２号　エクセレント堺203号、前住所堺市堺区田出井町１番４－306号
債務者　ＷＩＬＬ教育ゼミこと　岩田　善次
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６５５号
宮城県多賀城市大代５丁目17番35－202号、住民票上の住所仙台市太白区砂押町２番29号
債務者　池田　好孝
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１２号
京都府京田辺市大住野上65番地49　エクセレンスヴィラ87－307号
債務者　日髙　正二
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４２号
京都府八幡市欽明台中央２－５　ベルメゾン７番館201、住民票上の住所京都府八幡市上奈良奈良里25番地
債務者　村上　真希（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２７号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目６番35号
債務者　西村ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３８号
広島市西区井口台１丁目22番23－203号
債務者　小松　美穂（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市繁多川１丁目４番43号　ドミールサクモト303
債務者　伊集　　司
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３７５号
沖縄県那覇市壺屋２丁目22番24号　アハゴンアパート201
債務者　宮里　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３７８号
沖縄県那覇市若狭３丁目18番５－103号　若狭改良市営住宅
債務者　池城　　郁
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６９号
山形市城西町３丁目６番19号　南号室
債務者　白木　　剛
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
山形県上山市金生西２丁目13番５号
債務者　藤本　秀一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山形地方裁判所民事部